様式－１

見 積 内 容 説 明 書

工事件名：佐土原歴史資料館鶴松館漆喰塀解体工事

工事場所：宮崎市佐土原町上田島 8227 番地 3

宮崎市建設部公共建築課
TEL 0985-21-1803
FAX 0985-42-6292
E-mail:25kenchiku@city.miyazaki.miyazaki.jp
担当者：　技師　山下　魁

１．概　　要

（１）一般事項

・工事名称　　：佐土原歴史資料館鶴松館漆喰塀解体工事
・工事場所　　：宮崎市佐土原町上田島8227番地3
・用途地域等　：市街化調整地域
・主要用途　　：塀
・構造階数　　：木造
・建築面積　　：0㎡
・延床面積　　：0㎡
・建設年　　：1993年

（２）工事概要

木造土壁漆喰塗仕上の塀の解体工事とし、塀、及び基礎の解体、廃材の搬出・処分を含むものとする。

（３）予定工期

令和８年１１月６日まで

２．仕 様 書

本工事は特記仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下、全て最新版とする）の「公共建築工事標準仕様書」（建築、機械設備、電気設備）、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築、機械設備、電気設備）、**「建築物解体工事共通仕様書」**、「建築工事標準詳細図」（建築）、「公共建築設備工事標準図」（機械設備、電気設備）、「工事監理指針」（建築、機械設備、電気設備）、「営繕工事写真撮影要領」により施工するものとする。

３．見積与条件

（１）施工範囲　　：別添図面参照

（２）事前調査

アスベスト分析調査なし

（３）その他条件

・本工事において、漆喰塀の仕上材、及び下地調整剤に石綿が含有しているものとし、躯体解体時には散水等の飛散対策を適切に行うこと。
・基礎解体後は、植栽用土にて埋戻すものとする。
・必要に応じて、敷き鉄板や仮設防護柵等を設置し、事故のないように努めること。設置範囲については、担当部局と協議のうえ、運営に支障の無いよう適切に対応すること。
・騒音規制法、振動規制法、宮崎市公害防止条例により、著しい騒音、振動を発生する建

設作業（特定建設作業）を実施する場合には届出が必要となるため事前に監督員と協議を行し、関係法令を遵守して施工を行うこと。

（４）提供する資料

・別添図面

（５）現場確認

敷地内の確認は、公共建築課の担当者が立会いのもと、下記の期間内に実施します。

希望する場合：電子メールにて希望日時を複数記載のうえ、公共建築課宛にご連絡下さい。後日、各社へ調整後の日時を返信します。

希望しない場合：連絡は不要です。

※注意事項

下記期間外における周辺状況等の確認は任意としますが、敷地内は関係者以外立入禁止となっておりますので、あらかじめご了承ください。

（現 場 確 認 期 間）　令和８年７月２７日（月）～ 令和８年７月２９日（水）
※上記期間のうち、公共建築課が調整した日時となります。

（現場確認希望連絡期限）令和８年７月２３日（木）１６時まで
※メールアドレス　25kenchiku@city.miyazaki.miyazaki.jp
※メール件名は、【工事名称（見積現場確認）】とすること

（６）見積書の提出

・別紙【様式－２】にて提出すること。

４．工事時の諸条件

工事施工の際には以下の条件のもと施工を行うこととなるので留意して見積りすること。

４－１　設計図書等に関する事項

（１）現場調査、実測、施工図の作成等を行った結果、設計図書との相違が確認された場合は、監督員と変更に関する協議を行った後に工事着手すること。

（２）設計図書や監督員の指示以外の作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行い、監督員の了承を受け実施すること。

（３）標準仕様書記載の図書及び書類、その他監督員の指示する図書、書類及び写真等は指定する期日までに提出すること。

４－２　施工に関する事項

（１）施工承諾・使用材料承認・施工図承認・施工計画書等の書類については、当該工事着手前の適正な時期に提出し、監督員承諾後に工事着手すること。

（２）工事の搬入・搬出路について、事前・事後調査を行い本工事に起因してやむを得ず破損等が生じた場合、監督員へ報告すること。

（３）搬入・搬出路等は指定の範囲を通行し、出入口に洗車場を設置する等、道路内の土砂の散乱防止に努めると同時に、常時清掃を行い周辺住民に迷惑をかけないように維持管理に努めること。また、全作業において騒音・振動と危険災害防止に十分注意すること。
なお、市道等（農道等の法定外公共物を含む）を反復して利用する場合は、工事着手に先立って担当部署に道路使用届等を提出すること。

（４）労働災害等の防止に努め、特に電気・ガス管等の公共埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめ監督員及び関係機関と協議し必要な措置を講じること。

（５）現場事務所・倉庫・その他仮設物の位置については、監督員と打合せの上決定すること。

（６）施工承諾・使用材料承認・施工図承認・施工計画書等の書類については、当該工事着手前の適正な時期に提出し、監督員承諾後に工事着手すること。

（７）「公共工事における環境配慮指針」に基づき、工事に伴う騒音、振動、粉塵、排出ガス等の一層の低減に努め、環境負荷の少ない材料及び施工方法を選び産業廃棄物の減量化に努めること。

（８）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）１．５．２技能士、１．５．３技能資格者については、積極的に活用すること。

（９）現場代理人等は、責任者の明確化を目的とする腕章を着用すること。

４－３　労務・資材の調達に関する事項

（１）本工事の資材調達・下請業者選定・発注にあたっては、地域産業活性化のため市内企業を最優先し、速やかに施工体制台帳を作成・提出し、施工体系図を現場に掲示すること。

（２）下請負者が宮崎市の工事指名競争参加資格者の場合、指名停止期間中でないことを確認すること。

（３）関係法令に基づき、労働条件等（下請契約、週４０時間労働等）は適正に対処すること。

（４）建設業退職金共済制度に基づく証紙の配布状況が確認できるものを提出すること。

４－４　産業廃棄物処理・情報システム利用に関する事項

（１）産業廃棄物の処理については、関係法令（マニフェストシステム等）により適正に処理すること。

（２）CORINS（（財）日本建設情報総合センター）への登録について、５００万円以上の工事においては、受注時、変更時、完成時に速やかに手続きを行うこと。

（３）施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」にて作成した、再生資源利用促進計画書及び実施書をデータにて提出すること。

（４）COBRIS の利用申請（有料）は、建設副産物情報センターホームページ
（URL：http://www.recycle.jacic.or.jp/）より行うこと。

（５）関係法令に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示すること。

（６）一定規模以上の解体・改修工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果報告を、「石綿事前調査結果報告システム」
（URL：https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/）において行うこと。なお、調査を行う者は資格者等とする。

４－５　保険・保証に関する事項

（１）火災保険、建設工事保険その他の保険は、請負金額および工事内容に応じ、契約工期 30 日を加算した日を保険期間の終期として契約を締結すること。契約内容に変更が生じた場合や工期が延長された場合も同様の扱いとする。

（２）工期変更および契約変更時には、契約保証に関する手続き等を行うこと。

４－６　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

（１）宮崎市は、特定地域に含まれるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意）の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について、施工計画書に記載すること。

（２）記載内容は、国土交通省「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について」
（URL：https://www.mlit.go.jp/tec/content/001890194.pdf）
及び宮崎市土木工事共通特記仕様書(第 5-15 条)「南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応」
（URL:https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/inspection/404626.html）

を参照すること。

４－７　工事共通事項（実施要領は市ホームページより入手可能）

（１）週休２日促進工事：本工事は営繕工事における週休２日促進工事の対象工事である。実施にあたっては、「営繕工事における週休２日促進工事実施要領」に基づき行う。

（２）電子納品（工事写真）：本工事は営繕工事における電子納品（工事写真）の対象工事である。実施にあたっては、「工事写真の電子納品試行要領（営繕工事編）」に基づき行う。

（３）快適トイレ設置：本工事は営繕工事における快適トイレ設置の対象工事（受注者希望型）である。実施にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置要領」に基づき行う。

（４）建設キャリアアップシステム活用工事：本工事は建設キャリアアップシステム活用工事(受注者希望型)の対象工事である。実施にあたっては、「宮崎市建設キャリアアップシステム活用工事試行実施要領」に基づき行う。

（５）情報共有システム活用試行：本工事は営繕工事における情報共有システム活用試行対象工事(受注者希望型)である。実施にあたっては、「営繕工事における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。

（６）遠隔臨場試行：本工事は営繕工事における遠隔臨場試行対象工事(受注者希望型)である。実施にあたっては、「営繕工事における遠隔臨場試行要領」に基づき行う。

４－８　工事完成時の提出物および検査に関する事項

（１）工事完成後には、工事写真等のデータを提出すること。これらの規格等については監督員と事前に協議すること。

（２）工事完成検査等の各種検査においては、宮崎市のホームページ内の「工事検査に関する業務」を参考とし実施すること。

（３）設計変更等については、宮崎市工事請負契約約款に基づき、「設計変更ガイドライン【建築・建築設備工事編】」及び「工事一時中止に係るガイドライン【建築・建築設備工事編】」により、具体的な考え方や手続きを行うこと。

４－９　デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する事項（受注者希望型）

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後に監督員へ書面にて申し出て承諾を得ることで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」）とすることができる。対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施すること。

（１）対象機器の導入

・受注者は、営繕工事写真撮影要領 2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有する機器、ソフトウェア等（以下、「使用機器」）を使用すること。

・信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL: https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載の技術を使用していること。

・受注者は、小黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出すること。

・使用機器の事例は、URL: http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html 記載の「デジタル写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。（ただし、事例からの選定に限定するものではない。）

（２）デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

・受注者は、上記①の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合、被写体小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

・小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 2.(3)撮影方法による。

・高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（３）小黒板情報の電子的記入の取扱い

・本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、上記②に示す小黒板情報の電子的記入は、営繕工事写真撮影要領 4.で規定されている写真編集には該当しない。

（４）小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

・受注者は、上記②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」）を、工事完成時に監督員へ納品すること。
納品時に、URL: http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステムを搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出すること。

５．質　疑

（１）質疑については、別紙【様式－３】の質疑書を電子メールにて下記の提出期限までに提出されたもののみ受理する。但し、質疑がない場合は、提出不要。
※電子メールアドレス:25kenchiku@city.miyazaki.miyazaki.jp
電子メールの件名は、【工事名称（見積質疑）】とすること。

（２）質疑の回答については下記のとおりとする。

なお、質疑が無い場合及び見積金額に影響のない質疑については回答しない。

質疑書提出先	：宮崎市　建設部　公共建築課長
質疑書提出期限	：令和８年８月３日　１２時（正午）まで
回答方法	：宮崎市ホームページに掲載
回答日時	：質疑の回答がある場合、見積書提出締切日の２日前までに市ホームページに掲載します。